

第 2 章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

風水害・雪害に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大雨、強風又大雪に見舞われても、それに耐えられる都市をつくる。
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急体制を構築する。
- 関係機関と平時から「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努める。
- 住民の防災活動を推進する

特に住民の防災活動の推進に関しては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

さらに市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとし、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

第1 水害対策

市担当部	建設部、都市整備部、農政部、下水道部、総務部、消防部、協力部、救援部、支所部
関係機関	国、県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

1 水害防止事業の推進

- (1) 建設部は、内水はん濫等による市内の浸水被害の解消、軽減を図るため、市民からの要望や雨水対策に係る事業の計画について、都市整備部、農政部、下水道部、総務部、各支所部と協議・調整し、事業の円滑な推進を図る。

また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため、烏川等をはじめとする管理河川の重要水防箇所について河川改修を促進する。

- (2) 農政部は、地震等による破損で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進し、周辺住民等へ適切な情報提供を実施する。

- (3) 総務部は、水防法に基づき、洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するよう努める。

- (4) 総務部は、浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用が

あると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

2 水防体制の充実

総務部は、毎年出水期前に県水防計画に準じて、水防計画を作成する。また、消防部及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部（以下「消防部等」という。）、消防団は、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

3 浸水想定区域における避難確保措置

市は、次の措置を講じる。

(1) 洪水ハザードマップの普及

総務部は作成したハザードマップを活用し、河川のはん濫により想定される浸水区域や水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路、浸水想定区域内の地下街等、大規模工場等、要配慮者利用施設の名称及び所在地などを、市民等に対し周知徹底する。

なお、水防法第15条第1項第2号に基づく避難場所は、災害対策基本法第49条の7に基づき指定する指定避難所と同じとする。

(2) 浸水想定区域対策

総務部は、新たに水防法による浸水想定区域の指定があったときは、同法に基づき、浸水想定区域ごとに、次の事項を本計画の風水害応急対策に定めるとともに、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、ハザードマップ等により住民へ周知する。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項
- ③ 要配慮者利用施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等
- ④ 浸水想定区域の最大浸水深が大きい区域や、家屋倒壊等氾濫想定区域については、早期の立退き避難が必要な区域として明示するとともに、避難経路等を検討すること

4 避難確保計画の作成指導等

(1) 地下街における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内に地下街等が建設され、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、地下街の所有者、管理者等は、水防法第15条の2第1項に基づく避難確保計画を作成し、速やかに計画を公表する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

(2) 大規模工場等における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活

動に重大な影響が生じる施設として条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載し、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。なお、大規模工場等の所有者、管理者等は、水防法第15条の4第1項に基づく避難確保計画の作成に努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

総務部は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要な場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

また、福祉部、保健医療部、教育部は、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の所有者、管理者等は、水防法第15条の3第1、5及び6項に基づく避難確保計画を作成し、当該計画に基づいた避難誘導等の訓練を行うものとする。

5 防災まちづくりの推進

- (1) 市（総務部、福祉部、建設部、都市整備部）は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- (2) 市（総務部、建設部、都市整備部）は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県（都市計画課、建築課）及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- (3) 市（都市整備部）は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- (4) 市（都市整備部）は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (5) 市（建設部、都市整備部）は、災害防止に配慮した土地利用を誘導するため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発を行うものとする。

※資料編3－11 重要水防区域

※資料編4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第2 土砂災害対策

市担当部	建設部、総務部、協力部、救援部、支所部
関係機関	県

1 砂防事業の促進等

建設部は、土砂災害等の危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定及び、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

建設部及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行う。

建設部及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また総務部は、対策が完了するまでの間に地域防災計画や避難情報発令等の見直しが必要になった場合は、県に適切な助言や支援を求める。

2 斜面造成地等の災害防止対策の推進

建設部は、次の対策を推進する。

(1) 宅地造成工事規制区域内の保全対策等

宅地造成工事規制区域（鼻高町、乗附町、片岡町、石原町、根小屋町、寺尾町、山名町の一部及び城山町の全域が指定されている。）内の土地に、がけ崩れや土砂流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

(2) 宅地造成工事規制区域外の開発規制等

令和5年に改正された宅地造成等規制法（宅地造成及び特定盛土等規制法）に基づく規制区域の指定等を総合的に推進する。

(3) 大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを公表し、造成に伴う災害に対して、住民の理解を深めるよう努める。

3 警戒避難体制の強化

総務部は、次の対策を講じる。

(1) 土砂災害警戒区域対策

総務部は、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次のとおり定める。

事項	規定箇所
情報伝達、予警報の発表・伝達	第4章 第3節 第1 広報活動
避難場所及び避難経路	第2章 第2節 第6 避難誘導・受入活動体制の整備

土砂災害に係る避難訓練	第2章 第2節 第10 防災訓練の実施
避難、救助その他必要な警戒避難体制	第4章 第7節 第1 避難誘導 第5節 第1 救急・救助活動
要配慮者利用施設	資料編4-4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

(2) 土砂災害ハザードマップの作成

総務部は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布する。群馬県（砂防課）による基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画

総務部は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保をする必要がある場合には、当該施設の名称及び所在地を本計画に記載する。

本計画に記載された当該施設の所有者、管理者等は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に基づき、避難確保計画を作成しなければならない。また、所有者又は管理者は、当該計画に基づき迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

※資料編3-9 土砂災害（特別）警戒区域指定状況

第3 災害に強いまちづくりの推進

市担当部	都市整備部、建設部、農政部、総務部、支所部
関係機関	

1 地震に強いまちづくりの推進

総務部は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努める。

また、都市整備部は都市計画を定めるに当たって、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、防火地域又は準防火地域を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地帯などについては計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・通信サービス等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための共同溝の整備、緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努める。

2 避難路等の整備

県及び市（建設部、都市整備部、農政部）は、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる都市計画道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

3 密集市街地の整備等

都市整備部は、防災再開発促進地区の指定について関係機関と協議し、市街地の再開発を促進する場合、防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、工業団地など、建物の密集する地域については、二次災害を防止するため、周辺部の市道に緩衝帯となる街路樹を整備する。

4 都市防災総合推進事業の利用

都市整備部は、地震に強いまちづくりを推進するに当たっては、以下の各事業を必要に応じて利用する。

- ① 災害危険度判定等調査事業
- ② 住民等のまちづくり活動支援事業

第4 建築物の安全化

市担当部	建設部、都市整備部、教育部、支所部
関係機関	

1 建築物の耐震性の確保

建設部は、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

現行の建築基準法の適用を受けない建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。）に基づいて策定した、高崎市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）により、建築物の耐震診断・改修の促進施策を充実し、計画的な耐震化を促進する。

また、必要に応じ、学校や病院などの多数の者が利用する建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について指導及び助言等の措置を行うものとする。

■高崎市域の建築物の耐震化の現況と目標

	現況	令和7年度目標
住 宅	88.4% (R5年度)	95.0%
多数の者が利用する一定規模以上の建築物	93.7% (R5年度)	95.0%

(1) 耐震化の促進を図るための支援策

- ① 木造住宅耐震診断技術者派遣
- ② 木造住宅の耐震化事業補助
- ③ 耐震診断義務付け対象建築物に対する補助事業
- ④ 耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例
- ⑤ 建築物の耐震性に係る表示制度
- ⑥ 区分所有建築物の議決要件の緩和

(2) 周知・啓発活動

- ① インターネットやパンフレットを活用した耐震化に関する情報提供
- ② 地震防災マップの作成・配付
- ③ 多くの人が集まるイベント会場における周知・啓発活動
- ④ 自治会と連携した周知・啓発活動
- ⑤ 住宅リフォーム助成等との連携

(3) 耐震化を促進するための環境整備

- ① 市民相談体制の充実
- ② 耐震診断技術者の育成等の協力
- ③ 地震保険の加入促進に関する情報提供
- ④ 自主防災組織の結成推進
- ⑤ 工事中の仮住居の確保

(4) 法に基づく指導等による耐震化

- ① 耐震改修促進法による指示等の実施
- ② 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(5) その他の安全対策

- ① 落下物の安全対策
- ② 家具等の転倒防止対策
- ③ エレベーター・エスカレーターの地震対策
- ④ ブロック塀等の安全対策
- ⑤ がけ崩れ等に対する敷地の安全対策

(6) その他建築物の耐震化促進に関する事項

- ① 定期報告制度との連携
- ② 事業を通じた耐震化
- ③ 不動産取引を通じた耐震化
- ④ 新築の耐震化
- ⑤ 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

2 文化財の保護

教育部は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

3 災害時拠点の耐震対策

- ① 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- ② 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めることとする。

4 強風による落下物対策

市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

5 空家等の把握

建設部は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第5 ライフライン施設等の機能の確保

市担当部	水道部、下水道部、総務部、支所部
関係機関	東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、L Pガス協会、東日本電信電話(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、廃棄物処理事業者、公共機関、協定締結団体

1 ライフライン施設等の機能確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市、ライフライン事業者、廃棄物処理事業者は、次によりライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保設備の防災化を図るものとする。

ア 設備の設置又は改修に当たっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。

イ 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により、代替性を確保する。

ウ 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (2) 総務部及び公共機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資器材の備蓄等を行うものとする。

- (4) 総務部、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとし、事前伐採等の実施に当たっては、協力に努めるものとする。

2 防災体制の整備

ライフライン事業者は、防災業務計画を作成し、次により防災体制の整備を図る。

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との広域的な応援体制を整備する。
- (5) 防災訓練を実施するとともに県又は市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。

- (2) 下水道部は、市と高崎下水道管路施設管理業協同組合が結ぶ協定に基づき、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需要者への防災知識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需要者への防災知識の普及に努める。

第6 液状化対策

市担当部	建設部
関係機関	公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者

1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施する。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行う。

2 液状化対策の知識の普及

建設部は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図る。

第7 危険物施設等の安全確保

市担当部	都市整備部、建設部、保健医療部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、自衛隊、危険物事業者、医療機関、日本赤十字社、石油事業者団体、消防団

1 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造、貯蔵、取扱い又は輸送を行う事業者（以下本節において「危険物事業者」という。）、危険物等の取扱規制担当官公署（以下本節において「県、保健医療部及び消防」という。）は、次の対策を行う。

(1) 技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

(2) 立入検査の徹底

県、保健医療部及び消防部等は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

(3) 自主保安体制の整備

危険物事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急措置にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(4) 講習会・研修会の実施

県、保健医療部及び消防部等は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 防災に資する都市計画の推進

都市整備部は、建築物用途の混在を防止するため、工業専用地域等の都市計画を行う。

(6) 再発防止の徹底

県、保健医療部及び消防部等は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救急・救助、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救急・救助活動体制の整備

消防部等、県警察、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガスや放射性同位元素、核燃料等からの放射能漏えいに対する救急・救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、市（保健医療部）、日本赤十字社、災害拠点病院（（独）国立病院機構高崎総合医療センター及び日高病院）は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

ア 消防部等は、平常時から消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 消防部等及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防部等、県警察、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

ア 事業者、消防部等、警察等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他の災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物事業者、消防部等、県警察は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防除活動体制の整備

ア 危険物事業者、消防部等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。

イ 危険物事業者、消防部等、県、河川管理者（市、高崎河川国道事務所、高崎土木事務所）等は、危険物等が河川等に大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。

ウ 石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市担当部	総務部、財務部、協力部、救援部、支所部、公共施設所管部
関係機関	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)ほか

1 緊急地震速報と地震情報

(1) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

緊急地震速報は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、気象庁が発表する速報である。ただし、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であることから、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないことに留意する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は気象庁から日本放送協会（NHK）に伝達される。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）等を通して住民に伝達される。

(2) 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
地震速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配が無い」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(3) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

ア 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

(4) 南海トラフ地震関係

南海トラフ地震とは、日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域を震源域として発生すると考えられている巨大地震で、関東から四国・九州にかけての極めて広い範囲で強い揺れと巨大な津波が想定されている。

気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

なお、この内容は、当面の措置として開始されるものであり、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合の防災対応の具体的内容や実施のための仕組みについては今後検討されることとされており、その検討結果によって情報体系等が変更となる可能性がある。

■「南海トラフ地震に関する情報」について

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	○南海トラフ沿いで異常な現象※が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した結果を発表する場合

※南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

2 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右するものであり、迅速性と正確性を確保するべく、市及び関係機関は、組織内及び関係組織相互間の連絡体制の整備に努める必要がある。

(1) 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化

総務部及び関係機関は、地震による被害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

(2) 情報収集・連絡に係る初動体制の整備

ア 総務部は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が確保できるよう、連絡体制を確保、必要に応じた要員の配置等に努める。

イ 総務部は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために県が設置する地震計等観測機器、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等、震度情報ネットワーク、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等の瞬時に伝達するシステムの維持・整備に協力するとともに、市が設置する全国瞬時警報システム（J－ALERT）等の各種システムの保守管理を行う。

(3) 多様な情報の収集体制の整備

多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、固定電話や衛星携帯電話、FAXによる情報収集手段のほかに、防災行政無線、インターネット、リアルタイム画像伝送システム等による情報収集体制を整備する。

県、市及び関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステム（総合防災情報システム及びSIP4D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう努める。

また、総務部は、小中学校等に屋外スピーカーを設置するなどの手段を用いた情報伝達の整備について課題等を整理し検討する。

(4) 情報の分析整理

総務部は被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努める。

(5) 伝達手段の高度化

総務部は、県及びライフライン事業者と連携して、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

(6) 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進

災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施に努める。

(7) パトロール等による情報収集体制の確保

財務部は、市内の情報収集及び現場確認等に必要な四輪駆動車や軽トラック等の必要な車両を確保するため、協定を締結している市内のレンタカー事業者と連絡体制を明確にしておき迅速な対応体制を確保する。

(8) 住民との連携

住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

(9) 安否不明者等の情報収集・精査等の手続き等について

県（危機管理課）が、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、総務部は、県（危機管理課）と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

3 通信手段の確保

災害時における情報の収集・連絡は、通信の確保が不可欠となる。このため、総務部、電気通信事業者（東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)ほか）及び関係機関は、通信施設の整備及び保守管理について、大規模災害を考慮した対策を講じておく。

(1) 通信施設の整備及び保守管理の徹底

総務部、電気通信事業者及び関係機関は、大規模な地震や風水害時における通信を確保するため、通信施設の整備、拡充及び防災性の強化等を推進し、施設の被災を考慮した通信施設・手段等の複数化、予備電源の確保、点検等の保守管理を徹底する。

また、通信施設が被災した場合に迅速に復旧できるよう、体制を強化する。

(2) 災害時優先電話の指定

総務部及び関係機関は、災害時における関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、災害時に使用する電話、携帯電話について、あらかじめ東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者から「災害時優先電話」の指定を受けておく。

(3) 代替通信手段の確保

総務部及び関係機関は、災害による一般電話回線の途絶又は輻そうにより通信が困難となった場合に備え、代替通信手段の確保に努める。

(4) 通信の多ルート化

総務部は、災害時の通信を確保するため通信の多ルート化を推進し、施設被害に対応できる体制整備に努める。

(5) 無線局開設者との連携

総務部及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関やアマチュア無線連盟加入者等が開設している無線局を利用できるよう、これらの者が加入している「関東地方非常通信協議会」を通じて、平常時から連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(6) 通信訓練への参加

総務部及び関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、平時からの連携体制の構築等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)に積極的に参加する。

(7) 災害時特設公衆電話の設置

総務部は、災害時に避難所へ避難した人が、家族等に安否を伝えることができるように、

東日本電信電話㈱の協力のもと、避難所に災害時特設公衆電話を事前に整備する。

第2 応急活動体制の整備

市担当部	各部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、救急医療機関、協定締結団体、事業者、消防団

1 職員の応急活動体制の整備

市は、災害時の備えとして、関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効率的な運用に努めるものとする。それらを踏まえて、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。その中で、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するため、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底する。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

また、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等並びに県、市の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することも必要である。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 総務部は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ・参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ・交通や通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ・初動マニュアルを職員に普及するとともに定期的に訓練を実施する。

イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、上記アに準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

ア 各部は、災害応急活動マニュアルを毎年点検する。また、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。また、訓練の実施後には、事後評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じマニュアルを見直すものとする。

イ その他の関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ上記アに準じた体制の整備を図る。

2 連携体制の整備

総務部、消防部等及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることを鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

(1) 市における応援・受援体制の整備

ア 総務部は、県と協力し、応急対策職員派遣制度に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努める。

イ 総務部は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

ウ 総務部は受援計画を定めるよう努め、また、受援・応援に関する連絡・要請方法の確認、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援部隊の執務スペースの適切な空間の確保への配慮、活動拠点の確保を図り、訓練を実施するなど、日頃から実行性の確保に留意し、災害時において協力を得られる体制の整備に努める。

また、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく県に対する応援要請が迅速に行えるように、あらかじめ連絡調整窓口等を取り決めておくなどの必要な準備を行う。

エ 総務部は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

オ 総務部は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防機関における応援体制の整備

ア 消防部等は、消防組織法第 39 条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防機関との間での応援協定の締結に努める。

イ 消防部等は、消防組織法第 44 条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(3) 関係機関との連携体制の整備

総務部は、避難指示等を発令する際に、災害対策基本法第 61 条の 2 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋气象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底する。また、必要に応じて関係機関と協定を締結するなどし、災害時の迅速な情報収集・交換等の連携が図れるように体制を整備する。

(4) 一般事業者等との連携体制の整備

総務部及び関係機関は、災害時における食料、水、燃料、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進するものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

(5) 運送事業者等との連携

総務部は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び運送に係る協定を締結するとともに、災害時に物資の輸送拠

点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(6) 建設業団体等との連携体制の整備

総務部は、速やかに災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努める。

(7) ライフライン事業者との連携体制の整備

総務部は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、市総合防災訓練などの機会を活用し、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認を行うなど、相互協力体制を構築するよう努めるものとする。

(8) 円滑な救助の実施体制の構築

総務部は、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について、県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行うものとする。

(9) 水災に対する連携体制の構築

総務部は、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（河川事務所）及び県（河川課）が組織する「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が稼働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(10) 救援活動拠点の整備

総務部及び消防部等は、機関相互の応援が円滑に行われるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

※資料編2 協定一覧

3 防災中枢機能の確保

市及び関係機関は次の対策を行う。

(1) 防災中枢機能の整備

① 市（各部）及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

② 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

市（各施設管理者）、救急医療機関等、災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時でも利用可能になるよう努める。

(3) 災害活動拠点の整備

総務部は、地域における災害活動の拠点として、現地災害対策本部、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、緊急避難場所、指定避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

また、市（各部）は、施設整備を行う際には、道路及び都市公園等に県域を超えた応援を受けるための広域防災拠点性や被災市町村を支援するための防災拠点性を考慮した施設整備を行うよう努める。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

- ① 市（各部）等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに応援職員の受入れを想定した非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

- ② 国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

(5) 大規模停電発生時への備え

総務部は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院や社会福祉施設等の人命に係る重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

(6) 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備

市民部は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、総務部、福祉部、保健医療部、群馬県男女共同参画担当部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。

第3 救急・救助及び医療活動体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、保健医療部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、地区医師会、医療機関、消防団、県警察

1 救急・救助活動体制の整備

(1) 救急・救助体制及び機能の強化

市及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(2) 救急・救助用資機材の整備

ア 消防部等は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。

イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市は、高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則等により、資金面での支援を行う。

(3) 保有資機材の把握

災害時には必要に応じて、保有している救急・救助用資機材を効果的に活用する必要があることから、県は各機関における資機材の保有状況を把握しておく。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

保健医療部は、災害時における地区医師会への医師派遣要請に備え、平常時から協力体制の構築に努め、総合保健センターを核とした救護所の効果的運営体制を整備するとともに、災害拠点病院や県、消防部等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄等

保健医療部、地区医師会、災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材等の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防部等と医療機関等との連携

ア 救急搬送を受け持つ消防部等と医療機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。

イ 災害時において救急患者を医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。

このため、医療機関及び消防部等は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連携体制の整備を図る。

ウ 消防部等、保健医療部及び総務部は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な自衛隊の基地・大規模な

空き地等をあらかじめ抽出しておくなど広域的な救急医療体制の整備に努める。

なお、航空搬送拠点には、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構）と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

(4) 災害医療の研究

消防部等、保健医療部、地区医師会、医療機関、警察等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

(5) 災害派遣精神医療チーム等の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の整備に努める。

(6) 災害時健康危機管理支援チーム等の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

3 保健衛生活動関係

(1) 保健医療調整本部の整備

保健医療部は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）の整備に努めるものとする。

(2) 保健医療活動の総合調整の実施体制の整備

保健医療部は、県と連携し、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第4 消火活動体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	警察、自衛隊、自主防災組織、消防団

1 消火活動体制の整備

消防部等は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

(1) 消防水利の多様化

消防部等は、災害による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

(2) 関係機関等との連携強化

消防部等は、平常時から消防機関及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(3) 消防用機械・資機材の整備

消防部等は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

2 出火の防止

(1) 建築同意制度の活用

消防部等は、建築面からの出火の防止を図るため、確認申請と合わせ消防法第7条に規定する建築物の新築、増築、改築等に係る消防局長又は消防署長の同意制度を効果的に活用する。

(2) 住民に対する啓発

消防部等及び総務部は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(3) 防火管理等の教育

消防部等は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(4) 予防査察における指導

消防部等は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことが最も効果が大きい。

このため、消防部等は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震時は、同時多発的火災が発生し、道路の損壊も加わり、迅速な消防活動が困難となる場合が多い。

このため、消防部等は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき平常時から消火訓練を行う。また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を盛り込むこととし、必要に応じ広域応援又は県を通じての県警察、自衛隊の応援を要請することを検討しておく。

第5 緊急輸送活動体制の整備

市担当部	商工観光部、総務部、協力部、救援部、建設部、支所部、消防部
関係機関	県警察、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、消防団

大規模地震による災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設(道路、ヘリポート等)及び輸送拠点(物資の集積、配分スペース)が重要な施設となる。

このため、これらの施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

総務部は、災害時の物資輸送拠点として予定している高崎市総合卸売市場等について、集配体制を整備する。

2 ヘリポートの確保

地震による災害時には陸路の寸断が予想され、この場合はヘリコプターによる患者の搬送、救援物資の輸送等が効果的である。

このため、総務部及び消防部等は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておく。

また、常設ヘリポート及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

3 緊急輸送道路ネットワークの形成

県指定の緊急輸送道路(※)のほか、総務部は、次の拠点を結ぶ区間を県警察・道路管理者等と協議のうえ緊急輸送道路として指定する。また、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の促進を図り、耐震化や、災害時の啓開体制の整備を推進する。

(1) 高崎市内の災害拠点病院、公的医療機関、臨時ヘリポート等

(2) 高崎市が指定する救護所、避難所、物資輸送拠点等

(※) 地震防災対策特別措置法に基づいて、次の基準により指定する道路区間である。

- ① 高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- ② ①の道路と次に掲げる地点のうち県知事が指定するものとの連絡する道路
 - ・ 県、市町村、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関、自衛隊の庁舎
 - ・ 救援物資等の備蓄地点又は集積地点、広域避難地

4 災害に対する緊急輸送道路の安全性の確保等

道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努める。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

5 道路の応急復旧体制等の整備

各道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）は、次の対策を行う。

- (1) 管理する道路について、日頃から交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておく。
- (2) (1)については、緊急輸送道路を優先して実施する。
- (3) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、高崎土木建築業協同組合等の民間団体との協定に基づき、連絡体制の整備に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、県道路管理課を中心とした協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。
- (4) 道路管理者は集中的な大雪に備え、立ち往生車両を速やかに排除できるよう、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、スノーモービルや簡易な除雪車の配備、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

※資料編4－7 臨時ヘリポート適地

※資料編4－8 輸送拠点一覧

第6 避難誘導・受入活動体制の整備

市担当部	総務部、教育部、協力部、救援部、福祉部、建設部、支所部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、県警察、興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者、消防団

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。このため、市その他関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

また、風水害時には、洪水、内水はん濫、土砂災害、竜巻等の発生が予想される。このため、市その他関係機関は、警報等の情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民を適切に避難誘導し、避難所を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 警報等伝達体制の整備

- (1) 総務部は、警報等を住民、水防管理者等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 総務部は、警報及び高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、広報車等の整備を図るものとする。
- (3) 総務部は、様々な環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、Ｌアラート（災害情報共有システム）の活用や放送事業者等の協力を得つつ、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、サイレン、広報車、安心ほっとメール、ＬＩＮＥ、災害専用電話、テレビ・ラジオ放送、X（旧 Twitter）、Facebook、災害時電話・FAXサービス等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (4) 総務部は、県及びライフライン事業者と連携して、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

2 避難誘導

- (1) 総務部は、消防機関、警察機関等と必要に応じて協議し、避難誘導に必要な事項を定めるとともに、これらの関係機関と協力した避難誘導訓練の実施に努める。
なお、避難誘導に必要な事項は次のとおりとする。
 - ① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行う基準
 - ② 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の伝達方法
 - ③ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地
 - ④ 避難経路及び誘導方法
- (2) 総務部は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保について、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」を参考としたうえで、県、河川管理者及び前橋气象台等に確認を行いながら豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

- (3) 総務部は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。これ以外の河川等についても、はん濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報や洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
- (4) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分類した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (5) 総務部は、避難指示等の発令の際に避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、避難所の開設準備の途中であっても躊躇なく避難指示等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。
- (6) 総務部は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への避難又は建物の2階以上や屋上等の上階へ避難（垂直避難）するなどの屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (7) 総務部は、災害時に住民が避難所へ速やかに避難できるように、あらかじめ住民への防災情報の普及を行う必要があることから、平常時から避難経路の確認等に活用できるハザードマップを作成する。
- (8) 総務部は、住民主体の警戒避難体制の構築に向けた地域における自主的な取り組みを推進するため、防災マップの作成支援等により、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。
- (9) 総務部及び福祉部は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、同意の得られた避難行動要支援者を掲載した避難行動要支援者名簿を消防、警察、地域住民及び自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、これらの避難支援等関係者の協力を得て、避難誘導時の連絡方法・誘導方法を定めるなど、平常時から避難行動要支援者への支援に係る体制整備を推進する。
- (10) 興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。

- (11) 各学校は、市教育委員会が作成した「高崎市学校防災計画」を基本として、各学校にて学校防災計画を作成し、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定める。
- (12) 福祉部及び教育部は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。
- (13) 総務部及び県は、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (14) 総務部は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。
- (15) 総務部は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した者については、ホームレスや旅行者、短期滞在者等を含め、住民票の有無等に関わらず、適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (16) 総務部は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

総務部は、災害種別に応じ、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）に指定し、学校等公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（災害対策基本法第49条の7）をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について住民への周知徹底を図る。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

日頃から指定緊急避難場所及び指定避難所の追加に努め、適正な場所に公共施設等がない場合は、必要な対策を講じることとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

総務部は、原則として被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを基準として指定する。

具体的には、市民が、災害時に指定避難所へ避難するいとまが無い場合等において、緊急一時的に避難ができるように、市役所本庁舎や各支所、公民館、公園等の市有施設を指定緊急避難場所として活用するほか、緊急一時的な避難場所として利用できる駐車場等を、企業等からの協力を得て確保する。

また、指定緊急避難場所のうち、地震などにより火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所を広域避難場所とする。

(3) 指定避難所の指定基準

総務部は、原則として避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定避難所に指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるとするが、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(4) 学校を指定避難所として指定する場合の配慮

総務部は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合に円滑に引き継ぐため、教育委員会及び学校と連携・協力体制を図るものとする。なお、教育委員会及び学校は、学校が指定避難所になった場合を想定して学校避難所運営方策の検証・整備を行うものとする。

(5) 施設・設備の整備

ア 総務部は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努める。

イ 総務部は、指定避難所において貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。加えて、指定避難所における備蓄のためのスペースの確保や必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

ウ 総務部は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

エ 総務部及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 総務部は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、総務部及び保健医療部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、県と県旅館ホテル生活衛生同業組合が締結した協定等に基づくホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(6) 物資の備蓄

総務部は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備

蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するよう努める。

(7) 運営管理に必要な知識の普及

総務部は、住民へ指定避難所の運営管理のために必要な知識の普及に努めるものとする。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(8) 案内標識の設置

総務部は避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定避難所の案内標識の設置に努める。

案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者や外国人でも理解できるように配慮する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(9) 指定避難所開設体制の確保

総務部は、指定避難所ごとに避難所開設担当者を設ける。

避難所担当職員は、避難所開設業務が円滑に実施されるように施設管理者、自主防災組織等の地域住民と連絡体制を確認し、避難所開設マニュアルの周知、点検を毎年行う。

4 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

総務部は、指定避難所内の一般避難スペースにおける生活が困難な要配慮者等のうち、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が必要な生活支援や相談等を受けられるよう、特別な配慮を行う福祉避難所をあらかじめ指定する。

ア 福祉避難所の指定にあたっては、市有施設のほか、社会福祉法人等の協力を仰ぎ、空いている建物や部屋を借りるなど、福祉避難所として活用できるようにあらかじめ依頼する。

イ 総務部は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 総務部は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定する場合には、公示するものとする。

エ 総務部は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(2) 指定基準

総務部は、福祉避難所の指定に当たり、福祉部と協議し、地域の現況を踏まえた上で、次の要件を参考に指定を行う。

① 施設自体の安全性が確保されていること

- ・原則として、耐震、耐火構造の建築物であること
- ・原則として、土砂災害警戒区域外であること
- ・浸水想定区域外であること
- ・浸水想定区域内であっても、避難生活のための空間を確保できること
- ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと

② 施設内における避難者の安全性が確保されていること

- ・原則として、バリアフリー化されていること

(3) 施設・設備の整備

総務部及び福祉部は、施設管理者と協議し、指定避難所における必要な施設・設備に加え、福祉避難所として機能するために必要な環境整備に努めるものとする。

- ・段差の解消等の施設内のバリアフリー化
- ・電源喪失に備えたエネルギー設備の確保
- ・人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保
- ・非常用冷暖房設備の確保

(4) 物資等の備蓄

総務部及び福祉部は、施設管理者と協議し、福祉避難所又はその近傍で、福祉避難所における生活に必要な物資のほか、要配慮者に対応した食料、介護用品、日常生活用具及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供、アレルギー、宗教等にも配慮するよう努める。

5 届出避難所

総務部は、地域住民が自主的に避難できる場所を確保するため、町内会が所有する集会所等を届出避難所として登録することを推進する。

町内会及び自主防災組織は、届出避難所において、備蓄及び災害時における届出避難所の自主的な運営に努めるものとする。また、届出避難所を開設した際は、市民部に報告するものとする。

6 車中避難場所

総務部は、多様な避難について検討する中で、プライバシーの確保やペットの世話など、様々な理由により、車中泊を選択する避難者が避難を可能とする車中避難場所を指定する。

なお、当該施設の指定基準は、原則として、24時間使用可能なトイレがあり、かつ、施錠の必要性がない場所とする。

7 応急仮設住宅等

建設部は、次の対策を進める。

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

建設部は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

(2) 用地供給体制の整備

災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(3) 学校の教育活動への配慮

建設部は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

8 感染症への対応

保健医療部及び総務部は、連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

※資料編 4－2 避難場所

第7 食料・飲料水・生活必需品の調達・供給体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部
関係機関	市民

1 備蓄計画

総務部は、地震被害想定による3日分の避難所生活者数の食料や、生活必需品、燃料、ブルーシート等の備蓄に努める。なお、管理にあたっては、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

備蓄倉庫は、大規模な地震や風水害による施設や道路の状況等を想定し、避難所等への円滑な輸送が可能となる場所に配慮し設置するとともに、その増設に努める。

市内の全指定避難所に、災害発生直後、一時的に対応するための緊急食料等を配備する。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等のニーズの把握やアセスメントの実施を行い、配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。

また、各家庭において「最低3日間、推奨1週間」分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、市民に対し啓発を行い備蓄に努める。

■市の食料備蓄の現況と目標

総務部は、次により目標備蓄数を定め、その充足に努める。

対象者：避難所生活者（地震被害想定調査による）

考え方：発災後3日分の7食（1日目2食、2日目2食、3日目3食）とし、自助・共助・公助の考え方から、市民6：県2：市2の割合で備蓄を行う（発災2日間は災害後の混乱のため2食とする）。

市の備蓄：備蓄対象者（避難所生活者）×7食×20%

(R5.4.1現在)

	全体	高崎	倉渕	箕郷	群馬	新町	榛名	吉井
人口(人)	368,109	247,552	3,045	20,491	43,800	11,748	18,331	23,142
備蓄対象者数(人)※	89,890	63,006	997	4,045	7,274	3,077	5,532	5,959
目標備蓄数(食)※	125,846	88,208	1,396	5,663	10,184	4,308	7,745	8,343
有効備蓄総数(食)	122,924	75,780	4,290	8,420	10,890	5,136	8,828	9,580
充足率(%)	97.68%	85.91%	307.3 1%	148.6 8%	106.9 3%	119.2 2%	113.9 8%	114.8 3%

※平成19年度地震被害想定調査による（ただし、吉井地域は平成22年度）。

地震被害想定調査では、小数点以下の数値を四捨五入しているため、全体の合計数は地域の合計とは異なる。

2 調達計画

総務部は、食料、飲料水、燃料、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておく。

3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施

総務部は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

※資料編4－3 災害備蓄品等備蓄状況

第8 広報・広聴体制の整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、支所部、消防部、福祉部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、(株)ラジオ高崎、防災関係機関、消防団

1 広報体制の整備

(1) 災害緊急連絡網（町内会連絡網）の普及推進

ア 市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にするネットワークを本市の情報伝達の基本とするため、市内全世帯への町内会ごとの災害緊急連絡網（町内会連絡網）を定めるなど、地域の実情に応じた情報伝達体制の普及を推進する。

イ 世帯数が多く、すぐに全世帯への連絡網が作れない町内会については、体の不自由な単身高齢者や障害のある方などの災害時に支援を必要とする人への声かけに限定した連絡網作りから始める。

(2) 防災行政無線

総務部は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、小中学校等に屋外スピーカーの設置を推進する。

(3) その他の広報体制の整備推進

ア 総務部及び(株)ラジオ高崎は、災害情報を速やかにわかりやすく住民に伝達できるよう、電波状況の調査や受信状況の改善に向けた取り組みを行うなどの体制及び施設・設備の整備を図る。

イ 総務部は、安心ほっとメールの機能を強化するため、災害時ライフライン情報の配信や災害時指定避難所検索機能、避難所開設情報速報機能を整備する。

ウ 大規模災害時の緊急情報の提供のため、携帯電話の緊急速報メールを活用した情報提供を行う。

エ 総務部は、通信の輻そう等により緊急情報の提供が困難な場合に備え、LINE、X（旧 Twitter）や Facebook を活用し、多様な手段で緊急情報の提供を行う。

オ 総務部は、高齢者や障害のある人、避難の手助けが必要な人やその家族を対象に、災害時電話・FAXサービスを活用し、避難指示など災害時の避難に関する情報の提供を行う。

カ 総務部は、市民が市の提供する緊急情報を必要な時に容易に入手できるように、覚えやすい電話番号を確保し、電話により緊急情報を提供する災害専用電話を整備する。

キ 総務部は、群馬県（危機管理課）が整備するLアラート（災害情報共有システム）を活用し、放送事業者、新聞社、通信事業者などの情報伝達者により住民が必要とする情報を迅速かつ正確に伝える。

ク 総務部は、住民等へ災害情報を周知するため、本庁舎及び各支所に広報実施のための車両を配置し、いつでも出動できる体制を確保しておく。

2 広聴体制の整備

- (1) 総務部は、高齢者等の市民が覚えやすい電話番号を確保し、災害発生時に市民からの様々な問合せを一括して対応する24時間対応の窓口を設置し、広聴体制の整備を図る。
- (2) ライフライン事業者その他防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に的確に対応できるように、広聴体制の整備を図る。

3 障害者への情報伝達体制等の整備

福祉部及び総務部は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び犯罪に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成

総務部は、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

第9 災害未然防止活動体制、二次災害予防体制の整備

市担当部	建設部、都市整備部、農政部、水道部、下水道部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、危険物等の管理者

1 危険箇所総点検の実施

建設部、都市整備部、農政部、水道部、下水道部は、災害発生の未然防止に資するため、土砂崩れ、河川氾濫、樹木の倒木、水門等の危険と思われる箇所について点検を実施する。

点検は、区長等の地元住民から聞き取りを行う方法や過去の災害履歴を確認する方法等により、本格的な出水期となるまでに市内全域をくまなく調査する。

点検の結果、緊急性、危険性の高い箇所は順次改善等の処置を講じる。

2 公共施設における活動体制の整備

公共施設の管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行うものとする。

3 水防活動体制の整備

消防部等は、平常時から水防活動の体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄を行う。

4 ダム等の適切な操作体制の整備

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等ダム、堰、水門、ポンプ場等の管理者は、これらの施設を適切に操作するためのマニュアルを作成するとともに人材の養成を行うものとする。

5 建築物・宅地の危険度判定体制等の確保

建設部は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。また、市内の危険度判定士の養成を推進する。

6 砂防ボランティアの受入れ体制整備

建設部は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された、砂防ボランティア・斜面判定士の派遣要請、受け入れ、実施体制を整備する。

7 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者（以下「危険物等の管理者」という。）は、地震等によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

8 木造住宅密集地域における避難誘導体制の整備等

総務部は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努める。

第10 防災訓練の実施

市担当部	総務部、消防部、各部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、防災関係機関

1 総合防災訓練

総務部は、地域における第1次的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、自衛隊等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体との連携や、地域の災害リスクに基づいた訓練を実施する。

2 個別防災訓練

- (1) 消防部等の関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。
 - ① 非常招集訓練
 - ② 消防訓練
 - ③ 水防訓練
 - ④ 避難訓練
 - ⑤ 非常通信訓練
 - ⑥ 応急復旧訓練
- (2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
- (3) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施をするものとする。
- (4) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- (6) 道路管理者は、関係機関と連携し、大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施するよう努める。

3 広域的な訓練

総務部、各部及び関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加する。

4 図上訓練

総務部、各部及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努める。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 訓練の実施に当たっては、目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意し、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 総務部、各部及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3節 市民等の防災活動の促進

災害から市民の生命、身体及び財産を守るとは、県及び市町村に課せられた使命であるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るように行動することが重要である。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

さらに、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に中断することも予想される。

このため、市民は食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、市や関係機関が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、市及び関係機関は、市民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

第1 防災知識の普及・啓発

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、教育部、学校教育担当部、商工観光部、市民部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、市民、自主防災組織、企業、団体等、消防団

1 災害被害を軽減する市民運動の展開

市民を災害から守るためには、公助、自助、共助の取組が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する必要がある。

(1) 防災（減災）活動へのより広い層の参加

総務部及び各部は、次の対策を行う。

- ① 地域に根ざした団体における身近な防災への取組み
 - ・地域の祭りやスポーツイベント等への防災コーナーの設置など
- ② 予防的な取組を加味した防災訓練の工夫
 - ・ハザードマップの確認や家具の固定など
- ③ 地域における耐震補強の面的な広がりへの推進
- ④ 防災教育の充実
 - ・学校教育の充実
 - ・大学生の課外授業の促進
 - ・一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供
 - ・公民館の防災講座の開催など

- ⑤ トップから一人ひとりまでの参加者への動機づけ
- (2) 正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 多様な媒体の活用による防災教育メニューの充実
 - ② 災害をイメージする能力を高めるための質の高い防災教育コンテンツの充実
 - ・実写やシミュレーション映像の活用
 - ・過去の災害体験談の収集、活用
 - ・郷土の災害史の継承
 - ・防災教育素材のユニバーサルデザイン化など
 - ③ 災害のリスクや対策等に関する情報の作成、公開、周知の徹底
- (3) 企業や家庭等における安全への投資の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 企業や家庭等における安全への投資の促進
 - ② ビジネス街、商店街における防災意識の醸成
 - ③ 事業継続計画への取組の促進
- (4) より幅広い連携の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 企業と地域社会の連携
 - ② 国、大学、学校、企業等の様々な主体が連携した地域における防災教育の推進
 - ③ 防災に関する情報のワンストップサービス
 - ④ 防災ボランティアの地域社会との積極的連携
- (5) 市民一人ひとり、各界各層における具体的行動の継続的実践の促進
総務部及び各部は、次の対策を行う。
 - ① 市民運動の継続的な推進、枠組みの形成
 - ② 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作りの促進
 - ③ 市民がお互いに声を掛け合い、人と人とのつながりを大切にする災害時緊急連絡体制の整備の推進
 - ④ 防災活動の優良な実践例の表彰
 - ⑤ 防災士等の人材育成の検討
 - ⑥ 防災活動に対する動機付けの検討

2 防災思想の普及

- (1) 家庭等における防災知識の普及
総務部は、災害時の家族間での取り決めや家族一人ひとりの防災能力の向上に役立てることのできる家庭用防災冊子の作成・配布についての調査・研究を行うとともに消防部等、県及び県警察と連携した防災週間や防災関連行事等での活動を行うなどし、市民に対して、以下の事項の周知、徹底を図る。
 - ア 家庭内の危険防止
 - (ア) 家具類の転倒防止
家具や大型電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施すこと。

- (イ) 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施すこと。
- (ウ) ガラスの飛散防止
食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておくこと。また、スリッパを身近に用意しておくこと。
- (エ) 火気器具周辺の整理整頓
コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存すること。
- (オ) 家屋、ブロック塀等の倒壊防止
家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施すこと。
- イ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- ウ 早期避難の重要性
- エ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- オ 家庭防災会議の開催
災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておくこと。
 - (ア) 災害が起きたとき又は災害の発生が切迫したときの各自の役割(誰が何を持ち出すか、避難行動要支援者の対応をどのように行うか、等)
 - (イ) 消火器具の備え付け及び使用方法
 - (ウ) 家族間の連絡方法
 - (エ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館、指定避難所等の避難先及び避難経路の確認(避難時の周囲の状況等により、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内に留まることも考える。)
 - (オ) 安全な避難経路の確認
 - (カ) 非常持出し品のチェック
 - (キ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策や室内の整理整頓
 - (ク) 避難行動要支援者の避難方法
 - (ケ) 地震情報の入手方法
 - (コ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - (シ) 自動車へのこまめな満タン給油
- カ 非常持出し品の準備
 - (ア) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料)
 - (イ) 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)
 - (ウ) 応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等)

- (エ) 携帯ラジオ
 - (オ) 照明器具（懐中電灯（電池）、ろうそく（マッチ、ライター））
 - (カ) 衣類（下着、上着、タオル等）
 - (キ) 日用品（ティッシュ、ウェットティッシュ、ビニール袋、缶切・ナイフ等）
- キ 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置
- (ア) 身の安全の確保
 - ・机や椅子に身を隠す。
 - ・玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。
 - ・あわてて外に飛び出さない。
 - (イ) 火災を防ぐ
 - ・火の始末をする。
 - ・火が出たら初期消火に努める。
 - (ウ) 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
 - (エ) 避難方法
 - ・徒歩で避難する。
 - ・携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ・山ぎわや急傾斜地では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し、避難する。
 - (オ) 応急救護
 - ・対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
 - (カ) 救出活動
 - 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域住民が協力し合って救出活動を行う。
 - (キ) 自動車運転者にとるべき行動
 - ・道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ・ラジオで災害情報を聞く。
 - ・警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ・避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- ク 正しい情報の入手
- ・ラジオやテレビの情報に注意して、不正確な情報や噂、デマに惑わされない。
 - ・市役所、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。
- ケ 電話等に関する留意事項
- (ア) 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
 - (イ) 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、通信事業者が提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」、携帯電話・PHSによる「災害用伝言板」、「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を利用する。
- コ 広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

シ 市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(2) 理解しやすい防災情報の提供

総務部は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直観的に理解できるような取り組みを推進する。

(3) 学校教育を通じた防災知識の普及

総務部及び教育部は、学校教育を通じて、体系的かつ地域の災害リスクを踏まえ、災害に対する知識の普及を図るとともに、防災に関する教材(副読本)の充実や避難訓練の実施などにより、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育に努める。

(4) 小学校等への防災頭巾の配布

教育部は、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校の全園児・児童等に防災頭巾を配布し、在校(園)中の災害発生に備えるとともに防災意識の高揚を図る。

(5) 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

総務部は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、ハザードマップ、防災マップ、災害時の行動マニュアル等を分かり易く作成し、住民等に配布するとともに研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、疑似体験装置等効果の高いものを活用するよう努める。

(6) 防災訓練の実施指導

総務部及び消防部等は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

総務部は、地域住民が主体となった避難所の開設・運営に向けて、マニュアルの作成や訓練の実施などを支援する。

(7) 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援

総務部は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をするのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。

(8) 要配慮者への配慮

以上の防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

(9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

(10) 緊急地震速報の普及、啓発

総務部及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。

また、総務部及び防災関係機関は、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(11) 被災地支援に関する知識の普及

総務部は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

(住民が緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動)

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街などの屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 市民等の防災活動の環境整備

市担当部	総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、社会福祉協議会、国際交流協会、消防団、自主防災組織、事業者、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

総務部及び消防部等は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日法律第110号）の基本的な考え方（第1条～第6条）を理解し、消防団は地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、火災のみならず多様化する消防団活動を支援するため、消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し育成するとともに、特に次の事項に留意し消防団の充実・強化を図るものとする。

- ① 消防団の重要性の周知
- ② 消防団員の確保
- ③ 消防団の装備の改善
- ④ 消防団員の教育訓練の改善

(2) 水防団、水防協力団体の育成強化

総務部及び消防部等は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 自主防災組織の育成強化

総務部は、市内の全町内会に自主防災組織が整備されることを目指し、自主防災体制の育成強化を図る。

- ① 育成強化の重点地域の設定や年次計画を定めた計画的な取り組み
- ② 自主防災組織の結成、女性の参画等を促進
- ③ 高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金、高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金の利用を促進した必要な資機材の整備、訓練の充実
- ④ 県が開催する「ぐんま地域防災アドバイザー養成講座」等を活用した各自主防災組織のリーダーの養成
- ⑤ 水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用

(4) 自主防犯組織の育成強化

市民部は、地域住民による地域安全の中核として活動する自主防犯組織に対し、必要に応じて防災活動に関する協力及び支援を行う。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

総務部は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。

なお、災害ボランティアについては、自主性にに基づきその支援力を向上し、地方公共団体、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

総務部及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) 災害ボランティアセンター設置団体との連携

総務部は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(3) 各領域における専門ボランティアとの連携

総務部は、通信や外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

(4) 行政・NPO・ボランティア等の三者連携

総務部は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理

環境部は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 事業所（企業）防災の促進

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業継続の重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各

計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」を活用し、事業所のイメージアップや消防団との協力、連携の強化を進める等、次の対策を行う。

- (1) 災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自衛消防隊等を活用した自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。
 - ① 従業員の防災教育
 - ② 情報収集伝達体制の確立
 - ③ 火災その他災害予防対策
 - ④ 避難体制の確立
 - ⑤ 防災訓練の実施
 - ⑥ 応急救護体制の確立
 - ⑦ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）
 - ⑧ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対策
- (2) 地域コミュニティの一員として、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

特に、平時における事業活動で培った組織力や専門的な資機材、スキルは、多様な応急対策活動が可能であるほか、その事業所の業務に見合った応援（帰宅困難者への一時避難施設の提供、食料や飲料水及び生活必需品の提供など）も行える特徴があり、地域防災力向上の鍵といえるものである。
- (3) 事業所の自主的判断による地域貢献だけでなく、市や関係機関が行う災害対策の一部を事業所が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から市や関係機関との連携に努める。
- (4) 災害時の事業活動の維持又は早期の機能回復は、都市機能回復に重要な役割を果たす一方、事業所は災害による被害を最小化し、自ら存続を図らなければならない。そのため、バックアップシステムの整備、要員の確保、安否確認の迅速化などにより災害時に事業活動が中断した場合に、可能な限り短期間で重要な機能を再開できるような経営戦略の策定に努める。
- (5) 総務部は県と協力して、事業所防災に資する情報の提供等を進めるとともに、事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係わる取組の積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。

また、県及び市町村は、事業所防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。
- (6) 総務部は、企業をコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うよう努める。
- (7) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸

水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

- (8) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するものとする。
- (9) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長（総務部）に報告するものとする。
- (10) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- (11) 総務部は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言を行うものとする。
- (12) 商工観光部及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取り組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (13) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外行動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努めるものとする。

4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 総務部は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- (3) 総務部は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体の避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※資料編 1－7 高崎市自主防災組織用防災資機材購入補助金交付規則

※資料編 1－8 高崎市自主防災組織防災訓練経費補助金交付要綱

第4節 災害時における要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの災害対応能力の弱い、いわゆる要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

特に、要配慮者のうち災害時における避難の際に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の支援については、近隣での助け合いが重要であり、災害発生前からの取り組みが重要視されている。

このため、総務部及び福祉部並びに関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素より連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

なお、避難行動要支援者の具体的な支援については、高崎市避難行動要支援者の避難行動支援に関する計画に定める。

<用語の定義>

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

第1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新

市担当部	福祉部、総務部、保健医療部
関係機関	

1 避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や、過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、福祉部は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への登載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため

特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①警報や高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

■避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する方 ①在宅の要介護認定者（要介護1～5） ②ひとり暮らし高齢者（介護認定なしの外出困難者）	介護保険課 長寿社会課
障害者	在宅で、次の条件に該当する方 ①身体障害者手帳所持者（1，2級） ②療育手帳所持者（A） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）	障害福祉課 〃 〃

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

総務部及び福祉部は、名簿作成に必要な個人情報について次のとおり定める。

■名簿作成に必要な個人情報

①氏名	②生年月日	③性別	④住所又は居所	⑤電話番号
⑥FAX 番号	⑦携帯電話番号	⑧メールアドレス		
⑨避難支援等を必要とする事由	⑩本人の状態を示す事項			
⑪その他市長が避難支援に関し必要と認める事項				

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握し集約する。

このほか、総務部及び福祉部が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

4 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、福祉部は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つものとする。

5 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避

難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、総務部は、広報高崎をはじめとする広報媒体や出前講座、各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保することに努める。

■避難支援等関係者となる者

- ① 高崎市内の自主防災組織又は自主防災組織を結成していない町内会
- ② 高崎市の民生委員・児童委員
- ③ 高崎市等広域消防局（安中市内の消防署（安中消防署、郷原分署、松井田分署）は除く）
- ④ 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部 吉井消防署
- ⑤ 高崎市消防団
- ⑥ 群馬県警察（高崎警察署、高崎北警察署）
- ⑦ 高崎市社会福祉協議会
- ⑧ 上記のほか避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

6 避難支援等関係者への事前の名簿提供

避難行動要支援者名簿制度は、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することにある。

このことから、福祉部は作成した避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者に関する情報が地域の支援者等にも適切に提供され、災害発生時に名簿情報が最大限活用されるために、平常時から避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては、事前に避難行動要支援者本人の同意を得るものとする。

7 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、総務部及び福祉部は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、名簿情報の提供時のほか、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修会を開催する、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明するなど、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

8 個別避難計画の作成並びに更新

総務部及び福祉部は連携して、災害対策基本法第49条の14に基づき、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

9 個別避難計画における情報漏えいの防止について

総務部及び福祉部は、避難支援等関係者に対し、個別避難計画を提供する場合には、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得るものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画に記載されている情報漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

10 個別避難計画未作成時の避難支援体制について

総務部及び福祉部は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

第2 支援体制の整備

市担当部	福祉部、保健医療部、建設部、総務部、市民部、協力部、救援部、支所部、消防部
関係機関	高崎河川国道事務所、高崎土木事務所、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、不特定多数の者が利用する施設の管理者、要配慮者利用施設の管理者、国際交流協会、市民、自主防災組織、消防団

1 情報伝達体制の整備

総務部は、在宅の要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるように要配慮者への情報伝達に配慮する必要がある。要配慮者への情報伝達については、避難支援等関係者による伝達方法が重要かつ実行力のある伝達手段であるため、地域の実態にあわせ家族や地域の協力のもとに災害緊急連絡網（町内会連絡網）を整備するなど緊急連絡体制の確立を図ることとする。

また、多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市は多様な情報伝達の手段を確保するよう努める。

なお、総務部は、要配慮者への避難情報等の発信に当たっては、その特性に応じて伝達できるよう特に配慮することに努める。

2 避難支援体制の強化

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者の避難に関して、地域において避難行動要支援者名簿を活用し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制を強化・推進する。

なお、体制の強化・推進にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるように、その状況に応じて避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者の避難には介助等の支援が必要であることから、地域の実情に応じて、避難行動要支援者ごとに避難誘導に関する計画を定めるなど、自主防災組織等の地域による避難誘導の体制を具体化するよう努める。

(3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移送

安全が確認された後の避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移動は、自主防災組織等の地域による避難誘導を原則とするが、移送を必要とする者が多数となる等の場合のため、総務部は、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

3 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援等関係者による避難支援は、本人等の生命及び身体の安全を守ることを大前提として可能な範囲で避難支援等を行うものであることから、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することにより、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを相互に理解しておくものとする。

4 環境整備

道路管理者及び駅その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板及びわかりやすい指定避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

5 福祉避難所の運営体制の整備

福祉部は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所について運営体制の整備を行う。

(1) 福祉避難所の設置・運営訓練

福祉部は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう福祉避難所を設置、運営するためのガイドラインを整備する。また、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

6 人材の確保

福祉部及び総務部は、県及び他市町村と連携し、避難行動要支援者の支援にあたり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

7 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

高齢者や障害者が入居している要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、地震、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ① 施設の立地環境による災害危険性(洪水、土石流、急傾斜地崩壊、地すべり、雪崩等)の把握及び職員への周知
- ② 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ③ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- ④ 施設周辺のパトロール体制の整備
- ⑤ 避難場所、指定避難所及び避難経路の確認
- ⑥ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- ⑦ 市、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ⑧ 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ⑨ 防災訓練等防災教育の充実
- ⑩ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- ⑪ 燃料の調達体制の確保

(3) 市の支援

- ① 福祉部は、要配慮者利用施設の立地環境による災害危険性（洪水、土石流、急傾斜、地すべり、雪崩等）を把握し、当該情報を要配慮者利用施設に提供する。
- ② 福祉部は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。
- ③ 福祉部は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を速やかに伝達する体制を整備する。

(4) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の自衛水防

要配慮者については、一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の施設管理者等は水防法第15条の3により、自衛水防組織の設置に努め、必要な訓練その他の措置に関する避難確保計画を作成し、計画に基づいた訓練を実施しなければならない。

8 消防及び警察の支援

消防及び警察は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、総務部及び福祉部と協力して次の支援を行う。

- ① 緊急時における消防・警察と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- ② 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ③ 避難行動要支援者への防災教育・啓発への協力

9 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力する。

10 防災教育及び啓発

総務部及び福祉部は、避難行動要支援者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努める。

11 防災と福祉の連携

福祉部は、防災（防災・減災への取り組み実施期間）と福祉（高齢者安心センター（地域包括支援センター）・ケアマネージャー）の連携により、高齢者及びその家族に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

※資料編4－4 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設

※資料編4－5 浸水想定区域内要配慮者利用施設

第5節 その他の災害予防対策の推進

第1 孤立化対策

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、支所部
関係機関	国、県、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所

倉渚地域、榛名地域、吉井地域の山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化するおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

このため県の「災害時における孤立化集落対策指針」等を参考に、次の対策に取り組む。

1 孤立化のおそれのある集落の把握

総務部は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。なお、孤立化のおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ① 集落につながる道路等において迂回路がない
- ② 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い
- ③ 集落につながる道路においてトンネルや橋梁の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い
- ④ 土砂災害の危険性が高い箇所や雪崩危険箇所が道路に隣接し、通行途絶要因となる可能性が高い
- ⑤ 架空線の断絶等によって、有線通信が途絶する可能性が高い
- ⑥ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない

2 孤立化対策

(1) 市

孤立化のおそれのある集落について、次の対策を進める。

- ア 集落の代表者（町内会長、自主防災会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 集落内に学校、駐在所、通信会社、電力会社等の関係機関がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- オ 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。
- カ 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- キ 水、食料等の生活物質、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄

を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も積極的に推進する。
また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充を進める。

(2) 道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の防災工事（法面崩壊対策や橋梁の耐震化対策等）に計画的に取り組む。

(3) 土砂災害及び雪崩防止事業実施者（県、国）

孤立化のおそれのある集落に隣接する土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所の対策工事に計画的に取り組む。

第2 災害廃棄物対策

市担当部	環境部、施設管理者
関係機関	県、建築物所有者

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 施設管理者及び建築物所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 環境部は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 環境部は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- (4) 環境部は、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。
- (5) 環境部は、県と連携し、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や災害廃棄物処理支援制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第3 罹災証明書の発行体制の整備

市担当部	財務部、総務部、建設部
関係機関	県

1 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 財務部は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行うため、住家被害の調査の担当者の育成を計画的に進める。このほか、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を整備する。
- (2) 財務部は、県が開催する住家被害の調査の担当者のための研修会に参加する等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。
- (3) 総務部は、罹災証明書の発行や住家被害の調査を円滑に実施するために他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等に努める。
- (4) 総務部は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (5) 財務部及び建設部は、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施するよう努める。

第4 帰宅困難者対策

市担当部	市民部、総務部、協力部、救援部、商工観光部、支所部
関係機関	東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、群馬中央バス(株)、関越交通(株)、(株)群馬バス

災害時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの避難場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。

1 高崎市内で予想される事態

高崎市の地理的、社会的条件から、発生する帰宅困難者は、次のようなケースが考えられる。

- ① 冬の午後6時（平日）に地震発生
 - ・高崎駅では多数の旅客が滞留し、在来線の駅でも多数の旅客が滞留する
 - ・新幹線の運行停止で、東京・新潟・長野方面への旅客が数日間市内に滞留する
- ② 冬の朝5時（平日）に地震発生
 - ・駅等での滞留者がほとんどなく、帰宅困難者はほとんど発生しない
- ③ 秋の昼12時（休日）に地震発生
 - ・東京方面等からの多くの観光客の自家用車、バスなどが、道路の被害や渋滞により長時間市内に滞留する
 - ・榛名湖等へ多くの観光客が市外から集まり、榛名湖等への限られたアクセス道路が寸断し、多くの観光客が孤立し、救援が必要となる
- ④ 首都圏で地震発生
 - ・高崎駅では東京方面等からの通勤、通学者が帰宅できなくなり、時間帯によっては一時的に多数の旅客が滞留する

2 帰宅困難者対策

(1) 普及啓発

総務部は、住民すべてが、通勤、通学、観光等に際しては、帰宅困難者となるおそれがあり、場合によっては、徒歩による帰宅も必要になるため、日頃から携帯ラジオや地図等の準備をするよう意識啓発を図る。また、企業等における一斉帰宅抑制が実効性のあるものとするため、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策の実施に努め、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

(2) 一時避難場所の提供

総務部は、帰宅困難者のために市役所本庁舎や各支所、公民館等の市有施設を一時避難場所として活用する。榛名湖等の観光地区では、季節に応じて多数の帰宅困難者が発生することを見込んで、観光客用の避難施設の指定を検討する。

(3) 備蓄物資の確保

総務部は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

総務部、鉄道事業者、バス事業者は連携して、一時避難施設、鉄道・バスの運行、道路の復旧などに関する情報を、放送、掲示等により、迅速に提供する体制を整備する。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

総務部は、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行える体制の整備に努める。

3 事業所等の取組み

(1) 従業員の待機

事業所等は、交通機関が運行停止となり、運行の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所付近の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、必要に応じて、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

(2) 備蓄の確保

事業所等は、従業員が事業所内に待機できるよう、必要な飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(3) 事業所等における環境整備

事業所等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒防止等、従業員が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

(4) 事業継続計画（BCP）等への位置づけ

事業所等は、事業継続計画（BCP）等において、従業員等の待機及び帰宅の方針等を予め定めておき、従業員への周知に努めるものとする。

(5) 安否確認方法の周知

事業所等は、地震等発生時には、電話が輻そうすることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段活用の周知に努めるものとする。

4 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設や駅など不特定多数の者が利用する施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市町村や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導體制の整備に努めるものとする。

5 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

6 計画運休の備え

鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県（交通イノベーション推進課）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。

第5 雪害の予防

市及び関係機関並びに関係団体は、大雪等に伴い発生する交通障害等の都市機能を阻害する要因を除去し、集落の孤立を解消し、ひとり暮らし高齢者等に対する除雪支援を行うとともに住民への情報提供を実施することにより安全な市民生活の確保と被害の拡大防止に努める。

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、農政部、学校教育担当部、支所部
関係機関	県、関東地方整備局、関東森林管理局、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、鉄道事業者

1 雪崩対策施設の整備

建設部は、民家、学校、病院等を対象に県、関東地方整備局及び関東森林管理局が雪崩による災害を防止するために行う、雪崩危険箇所への予防柵、防護柵、階段工、土塁工、雪崩防止林等雪崩対策施設の整備を推進する。

2 雪に強い道路の整備

道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を努めるほか、次の道路整備を進めるものとする。

- (1) 雪崩危険箇所における雪崩予防柵、防護柵、スノーシェッド等の設置
- (2) 消融雪施設、流雪溝等の設置
- (3) 堆積帯及びチェーン着脱帯の確保

3 道路の除雪体制の整備

建設部は、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、高崎土木事務所及び国土交通省高崎河川国道事務所又は高崎土木建築業協同組合等と調整したうえで、次の事項を定めておくものとする。なお、集中的な大雪に対しては道路管理者及び高速道路事業者は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- ① 国道、県道及び市道を効率的に除雪するため、高崎土木建築業協同組合と協議し、除雪する割り当て地域を決めておくなど除雪体制について定めておく
- ② 高崎土木建築業協同組合に対して一定以上の降雪が予測される場合に重機オペレーターを事前に出勤させておくなどの体制整備を依頼する
- ③ 建設部は、水道業者や造園業者などの道路除雪が可能な業者を調査し、出動体制を依頼しておく
- ④ 市の依頼により農業機械等を使用した除雪作業に対し機械借上料等として支援できる体制を整備する
- ⑤ 排雪場所をもてなし広場と烏川流域に指定できるよう高崎河川国道事務所等と協議し決定しておく
- ⑥ 建設重機のリースを行う事業者と締結した協定について、毎年連絡体制等を確認する
- ⑦ 融雪剤を一定量備蓄しておく

- ⑧ 地域に必要な除雪体制を確保するため、契約方式を検討するなど、地域の建設業者の健全な存続に努める。

4 情報収集体制の整備

建設部、市民部、福祉部、保健医療部及び総務部は、情報収集体制を毎年定め、関係機関や関係事業者へ積極的に連絡を行い情報の収集ができる体制を確保するものとする。

(1) 道路交通情報の収集

建設部は、パトロールにより除雪が必要な箇所を確実に把握する体制を確保するほか、住民からの通報や要望等を受け除雪箇所を把握する体制を確保する。

また、高崎土木事務所及び高崎河川国道事務所と連絡を取り合い道路管理者間の道路交通の状況や規制等の情報を共有する体制を確保する。

(2) 公共交通情報の収集

市民部は、ぐるりん等のバス事業者、ＪＲ東日本高崎支社、上信電鉄との相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

(3) 社会福祉施設、医療機関、福祉事業者等からの情報収集

保健医療部は、災害拠点病院、救急告示医療機関との相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

福祉部は、重度者を抱える施設を中心として相互連絡体制を定め、毎年確認し、情報収集体制を整備しておく。

(4) 在宅要配慮者等の情報収集

福祉部は、民生委員・児童委員や高齢者安心センター（地域包括支援センター）等が把握する要配慮者について、安否等の状況確認を実施できるよう体制を整備する。

5 除排雪等（雪下ろしを含む）援助体制の整備

総務部は、歩道や重機では対応困難な生活道路の除雪、一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等の個人での除雪作業が困難で雪により著しく行動が制限され生命の危機に瀕する場合に最低限度の外出等を可能とするための除雪について、スコップや小型除雪機を整備するなどし、市職員による雪かき支援体制を整備する。

一人暮らし高齢者世帯、障害者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、町内会、消防団等の地域コミュニティ、市による対応も必要となってくるため、総務部は、自主防災組織の結成や訓練の推進、避難行動要支援者名簿を活用した要支援者支援への取り組みと並行して豪雪を想定した地域住民や自主防災組織、消防団等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを促進する。

総務部は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発、普及の促進を図るものとする。また、事故防止対策について、様々な情報を関係機関から収集する。

総務部は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

6 大雪時の留意事項の市民への周知

総務部は、高崎市ハザードマップや出前講座等の機会を通じて、第3節 第1 2「防災思想の普及」に加え、以下の留意事項の周知を行う。

(1) 大雪時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

① ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く

② 不要不急の外出は見合わせる

③ 自家用車の使用は極力避ける

やむを得ず車で外出する場合は、冬用タイヤの装着のほか、タイヤチェーン、スコップ及び砂の携行、並びに長時間の渋滞を想定し、飲食料、携帯トイレ及び毛布等を持って行くよう心がける

④ エンジンのかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する

⑤ カーポート等庫車の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする

⑥ 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用等をするとともに、複数人で作業を行うようにする

⑦ 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする

⑧ 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する

⑨ 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する

⑩ 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない

7 農業用施設の被害軽減

農政部は、大雪による農業用施設の被害を軽減するため、平成26年5月に群馬県が作成した「雪害に対する農業用ハウス強化マニュアル」等を活用し、農業協同組合等を通じて降雪時の管理方法等の周知に努める。

8 文教対策

(1) 通学路の確保

学校等の施設管理者は、通学路を確保するため、PTA等と連携した除雪体制の整備に努める。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設管理者は、校舎等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、進入路等を確保する。

(3) 落雪による事故防止

学校等の施設管理者は、校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講じるとともに、降雪前に施設の点検等を行う。

(4) 学校建物の雪害防止

学校等の施設管理者は、屋根雪による施設内建物の倒壊を未然に防止し、施設利用者の安全を確保する。

9 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、大雪等に対し、鉄道交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械及び除雪要員等の動員について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

第6 風害の予防

市担当部	総務部、市有施設管理者、消防部
関係機関	前橋地方気象台、市民、企業、団体等、消防団

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

総務部は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、ハザードマップや広報高崎等の配布物、ラジオ高崎等の様々なメディアを通じて気象情報の確認や身を守るための知識の普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報について、平時からテレビ・ラジオ等により確認することを心がける。

竜巻などの激しい突風に関する気象情報については、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、前橋地方気象台から発表される。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守る為には、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守る為には、次に示すような事象に留意するとともに、行動を心がけ、頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めることを周知・啓発する。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- ・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- ・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- ・ 大粒の雨やひょうが降り出す

② 発生時に屋内に居る場合

- ・ 窓やカーテンを閉める
- ・ 大きな窓ガラスの下や周囲には近づかない
- ・ 家の1階の窓の無い部屋に移動する
- ・ 丈夫な机やテーブルの下に入るなど身を小さくして頭を守る

③ 発生時に屋外に居る場合

- ・ 物置や車庫、プレハブの中は危険なため避難場所にしない
- ・ 建物のシャッターを閉める
- ・ 頑丈な構造物の物陰に入って身を小さくする
- ・ 電柱や太い樹木であっても、倒壊することがあり危険なため近づかない

2 風害への警戒

竜巻等の突風害は、前線や台風の影響及び大気の状態が不安定となりやすい7月から11月にかけて多くなることから、消防部等、総務部及び庁内関係部は、特にこの時期を中心に竜巻注意情報や気象情報に記載される「竜巻などの激しい突風のおそれ」などの情報に注意し、発災時の対応に備えるものとする。

3 各機関等における備え

(1) 火災予防

消防部等は、強風による火災延焼を予防するため、次の対策の実施に努める。

- ① 火災予防の広報等を実施して警戒心を高揚させる
- ② 必要により火災警報を発令するとともに、必要な人員を招集して出動体制を強化する
- ③ 消防資機材及び消防水利の点検を実施する
- ④ 消防団は管轄区域の警戒を実施する

(2) 各施設管理者

学校等の教育施設管理者を含めた各施設の管理者は、竜巻等の突風害から施設利用者の安全を確保するため、次の対策の実施体制づくりに努める。

- ① 竜巻等発生時の屋内外への避難場所や避難方法を検討しておく
- ② 施設利用者等への迅速な情報の周知及び適切な避難誘導についてあらかじめ検討しておく
- ③ 施設の状況に応じて避難訓練を実施する等、全職員に施設利用者の安全確保方法の周知を図る
- ④ 必要に応じて竜巻等が発生した場合の危険箇所に注意喚起の張り紙を設置する等、施設の特性に合わせ、利用者向けの注意喚起策を講じる
- ⑤ 建物(校舎等)を点検し老朽部分を補強する
- ⑥ 学校の場合、児童生徒の登校中止や下校時には学校に留まる等の安全確保を図る

(3) 家屋等の備え

家屋等の管理者は、建物の倒壊防止のため、次の措置等の実施により安全確保に努める。

- ① はずれやすい戸や窓、弱い壁を筋かい、支柱等で補強する
- ② 棟木、母屋、梁等のかすがいで止め、トタンは垂木を打ち、煉瓦は針金で補強する
- ③ 建物周辺の倒れるおそれのある立木は、枝下ろしをする
- ④ 強風下では屋根に登らない。また、外出は控える
- ⑤ 必要により避難の準備をする

※気象庁「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」参照

第7 火山災害の予防

市担当部	総務部、協力部、救援部、建設部、農政部、支所部
関係機関	県、県警察、関東地方整備局、関東森林管理局、前橋地方気象台

火山災害対策については、県及び関係市町村が共同して検討に当たる事とし、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

一部の火山現象については、発生後、短時間で火口周辺の居住地域に到達する可能性があることから、必要に応じ、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない自治体のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、「火山単位」の統一的な避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

1 関係火山の現況

活火山とは、火山噴火予知連絡会（事務局：気象庁）により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。

日本は、環太平洋火山帯に位置し、全世界の約1割にあたる110の活火山が分布しているが、本市に関係する活火山は、榛名山及び浅間山の2活火山である。

なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として47火山が選定された。これらの50火山には浅間山が含まれ、気象庁による24時間体制での常時監視・観測が実施されている。

2 治山・砂防施設の整備

治山・砂防事業実施機関（県、関東地方整備局、関東森林管理局）は、火山現象に伴う土石流、溶岩流、火山泥流、火砕流等による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるため、それぞれの対応の必要な区域において連携し、治山ダム、砂防ダム、遊砂地、導流堤等の施設整備事業を危険度の高い箇所から順次計画的に進める。

3 火山防災協議会への参加

総務部は、県が設置する火山防災協議会へ参加し、火山ごとに、関係する国の機関、関係市町村、関係機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、平常時から噴火時等の避難などを共同で検討する。

また、火山防災協議会における検討を通じて県及び関係市町村と連携し、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するほか、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行う。

4 避難施設の整備等

(1) 退避施設の整備

総務部は、噴石降下危険区域について、退避壕等の退避施設の整備を図る。

(2) 避難所の整備

総務部は、火山災害時の避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強、避難者の安全確保等に努める。

(3) 避難路の整備

建設部、農政部及び県は、避難時間の短縮、避難路の安全性向上等を目的として、火山災害時の避難経路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努める。

5 火山情報の伝達体制の整備

総務部は、火山情報伝達体制の整備に努める。

(1) 臨時火山情報及び緊急火山情報を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておく。

(2) 臨時火山情報、緊急火山情報及び高齢者等避難又は避難指示の内容を、住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、防災情報放送システム・防災行政無線（同報系）、広報車等の整備に努める。

6 避難誘導体制の整備

総務部は、国、県、消防、警察等と協議して、次の事項を定めた避難誘導計画の作成や、住民、観光客等の避難誘導訓練に努める。

(1) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示を行う基準

(2) 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示の伝達方法

(3) 避難所の名称、所在地

(4) 避難経路及び誘導方法

7 火山災害の危険性の周知

県、関東地方整備局、前橋地方気象台は、ハザードマップの作成等に必要な火山災害の危険性に関する情報を市に提供する。

総務部は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知することに努める。

(1) 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。

(2) 溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示したハザードマップを作成する。

8 避難所等の周知

総務部は、次の周知方策に努める。

(1) 広報等

避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項の周知に努める。

① 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示を行う基準

② 待機・準備の呼び掛け、高齢者等避難又は避難指示の伝達方法

③ 避難所の名称、所在地

- ④ 避難時の心得
- (2) 案内標識の設置
 - ① 避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難所の案内標識の設置
 - ② 案内標識の作成に当たって、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できる配慮

9 火山観測の充実

前橋地方气象台、関東地方整備局、県及び市は、相互に連携、調整し、震動観測、傾斜観測、遠望観測、GPS観測、現地観測等の実施に努める。また、観測点の増設、観測頻度の増加、観測機器の高度化に努める。

第8 大規模事故の予防

市担当部	建設部、市民部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、東日本旅客鉄道(株)、上信電鉄(株)、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所、前橋地方气象台、消防団

1 鉄道事故対策

鉄道事業者は、次の予防措置を講じる。

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うなどして、事故防止に関する知識を広く一般に普及させるよう努める。

(2) 鉄道の安全な運行の確保

ア 列車防護用具の整備等

事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路等の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築物等を設置してはならない範囲の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ 職員の教育訓練等

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努めるものとする。

ウ 施設の点検・監視

土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努める。

(3) 鉄道車両の安全性の確保

ア 検査精度の向上

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

イ 各種データの分析

鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

(4) 通信手段の確保

事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

(5) 救助・消火体制の整備

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備や消防機関との連携の強化に努める。

(6) 緊急自動車の整備

公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

(7) 事故災害訓練

事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防を始めとする県及び市の防災訓練に積極的に参加するよう努める。また、防災関係機関と相互に連携した訓練を実施する。

訓練に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 事故原因の調査研究と安全対策への反映

事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察、消防等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。

事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄道事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努める。

2 道路事故災害予防対策

道路管理者（建設部、高崎土木事務所、高崎河川国道事務所）等は、次の対策を実施する。

(1) 気象・地象・水象の情報の収集・伝達

気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、前橋地方气象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

(2) 異常現象の発見及び情報提供

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3) 道路施設の整備

次により道路施設の整備を図るものとする。

ア 道路施設の点検を通じ、道路施設の現況の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(4) 消火活動体制の整備

消防機関等と平常時から機関相互間の連携の強化を図る。

(5) 防災訓練

防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。また、県、警察、消防と相互に連携した訓練を実施するものとする。

訓練に当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(6) その他の対策

ア 危険物等防除資機材の整備

危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

イ 応急復旧活動体制の整備

施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

ウ 災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

エ 防災知識の普及

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

オ 再発防止対策の実施

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第9 県外の原子力施設事故の予防

市担当部	総務部、環境部、農政部、保健医療部、福祉部、支所部、教育部、水道部
関係機関	県

1 情報の収集・提供の推進

(1) 情報の収集・提供の推進

環境部及び総務部は、県外に立地する原子力施設（原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」の対象となる原子力施設をいう。以下同じ。）の事故に対し、県や防災関係機関からの情報の収集を行い、市民が必要とする多様な情報の提供に努める。

(2) 情報の分析整理

環境部及び総務部は、収集した情報について、必要に応じ県の協力を仰ぎ、又は専門家の意見を聞き、分析整理に当たる。

2 放射線モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリングの実施

環境部は、県外原子力施設事故発生時における環境評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時の市内における放射線モニタリングを実施する。

(2) モニタリング機器等の整備・維持

環境部は、平常時又は県外原子力施設事故発生時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等の放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(3) モニタリング体制の整備、要員の確保・育成

環境部は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

(4) 関係機関が実施する環境放射線モニタリング情報の収集

環境部は、県外原子力施設事故発生時のモニタリングに関し、国、県を通じ、他市町村、原子力事業者、原子力施設が立地する県や環境放射線モニタリング実施機関等からの情報収集に努める。

第10 大規模火災の予防

市担当部	都市整備部、農政部、支所部、消防部
関係機関	県、県警察、自衛隊、関東森林管理局、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部、公共施設の管理者・事業者、消防団

1 大規模火災予防対策

(1) 火災に強いまちの形成

ア 都市整備部及び消防部等は、次により、火災に強い都市構造の形成を図るものとする。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設等の整備
- ② 老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業の実施
- ③ 市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- ④ 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ⑤ 水面・緑地帯の計画的確保
- ⑥ 防火水槽、河川水、耐震性貯水槽、下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備
- ⑦ 防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導

イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

(ア) 公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

(イ) 公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うため、総合操作盤を防災センター等に設置することの促進を図る。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする高層建築物等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

公共施設の管理者・事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。

エ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され（平成18年1月1日公布）、全ての家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防部等は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器設置の推進を図る。

(3) 消火活動体制の整備

消防部等は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の指定水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防部等、消防団、自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防部等は、大規模火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防、市、警察、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

訓練に当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(5) 防火知識の普及

消防部等は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動等を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災予防対策

(1) 防火に資する林道の整備

県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(2) 監視パトロール等の強化

農政部は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 林野火災消火体制の整備

消防部等は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防部等は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防、市、警察、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第11 複合災害対策

市担当部	総務部、消防部
関係機関	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部等

1 複合災害への備え

市や県その他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

市や県その他の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮するものとする。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市や県その他の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第12 被災地支援対策

市担当部	総務部、財務部、商工観光部、消防部
関係機関	県、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 被災地支援対策

- (1) 被災自治体への早期の支援打診や派遣職員の効率的な支援業務実施のための準備に努める。
- (2) 商工観光部は、被災地の特産物等の販売促進のため、被災者が高崎市で行うイベント等への参加について、支援体制をつくる。

2 高崎市以外の被災した他地域からの避難者の受入れ対策

市外からの避難者が安心して生活が送れるように、市営住宅、市有宿泊施設の優先利用を行い、必要に応じて民間宿泊施設への協力要請を行う。